

遺言による寄付を  
お考えの方へ

# 「遺贈」

遺贈とは、遺言によって相続人以外に財産を贈ることです



あなたの想いを  
柏の未来へ

[ご希望に応じて用途を選択できます]

未来を担う  
「こども達の支援」

互いに支えあう  
「地域づくりの支援」

生活にお困りの  
「生活困窮者の支援」

社会福祉協議会は、寄付者の想いを受け止め、  
柏の未来のために、有効に活用させていただきます



社会福祉  
法 人 柏市社会福祉協議会



# 遺贈寄付

遺産は、相続する人がいない場合、最終的に国に帰属することになります。

住み慣れた柏市への寄付をご検討ください。  
お受けした寄付は、柏市の**こども達**や**貧困等**でお困りの方々、**地域の支えあい**等に役立てています。



## 寄付受け入れまでの流れ

### 1. 寄付の目的や内容について確認

まずは気軽にご相談ください

柏市社会福祉協議会

〒277-0005 柏市柏五丁目11番8号 (いきいきプラザ)

平日 8:30~17:15 (土日祝除く) ☎04-7163-9000

### 2. 遺言執行者の決定

遺言を実行してもらおう方をお決め頂きます  
ご要望に応じて、専門家をご紹介します

(公財) 成年後見センター・リーガルサポート

千葉県支部 平日9:00~16:00 (土日祝除く)

☎043-301-7831

### 3. 遺言書の作成

法的に有効な遺言書をご作成ください

### 4. 遺言の執行 (寄付)

遺言により、財産が柏市社協へ寄付されます

柏市社会福祉協議会

領収書、お礼状、報告書等を送付

遺贈のほか、相続寄付や香典返し寄付をされる方もいらっしゃいます。

#### 相続財産の寄付

相続財産の寄付をすることで、相続税対策をすることもできます。  
なお、相続財産の寄付は金銭に限ります。

相続

#### 香典返し寄付

葬儀で頂いた香典に返礼品をお返しすることに代えて、香典の一部又は全額を寄付することができます。



私たちは、以下のコンプライアンス・ポリシーに基づき遺贈寄付業務に従事しています

- 1 法令及び社会規範を遵守します。
- 2 個人情報保護規定を遵守します。
- 3 寄付の目的、寄付金の使途について事前に説明します。
- 4 寄付金の使い道は、ご報告させていただきます。
- 5 寄付者の意思を尊重し、寄付を強要することはありません。
- 6 寄付の有無が、本会の補助金・事業等の審査・監査・評価に影響することは一切ありません

みんなでつなぐ

ふくしのまち